

令和7年12月定例会 (令和7年(2025年)12月23日)

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

12月23日(火)	○開 会	6
	○開 議	6
	○諸般の報告	6
	○議席の指定	6
	○議事日程の追加	6
	○議席の一部変更	7
	○諸般の報告	7
	○会議録署名議員の指名	9
	○会期の決定	9
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	9
	○企業長提出第6号議案の委員長報告に対する質疑	11
	○企業長提出第6号議案の討論、採決	11
	○企業長提出第7号議案ないし第10号議案の一括上程及び提案説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	13
	○企業長提出議案の質疑	13
	△第7号議案の質疑	13
	△第8号議案の質疑	14
	△第9号議案の質疑	15
	△第10号議案の質疑	15
	○企業長提出議案の討論、採決	15
	△第7号議案の討論、採決	15
	△第8号議案の討論、採決	16
	△第9号議案の討論、採決	16

△第10号議案の討論、採決	16
○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	17
○諸般の報告	17
○議事日程の追加	18
○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	18
○特定事件の議会運営委員会付託	19
○閉　　議	19
○企業長の挨拶	19
○閉　　会	20
署名議員	21
参考資料	
企業長提出議案の処理結果	23

水企告示第57号

令和7年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月16日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 大 徳 昭 人

1 期 日 令和7年（2025年）12月23日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和7年12月定例会 会期12月23日 1日間

応招議員 15名

1番	畑 谷	茂	議員	2番	田 口	義 博	議員
3番	久保田	茂	議員	4番	小 口	高 寛	議員
5番	砂 川	清 時	議員	6番	福 井	和 義	議員
7番	瀬 賀	恭 子	議員	8番	小 林	豊 代 子	議員
9番	工 藤	秀 次	議員	10番	横 井	聖 美	議員
11番	松 島	孝 夫	議員	12番	菊 地	貴 光	議員
13番	白 川	秀 嗣	議員	14番	武 藤	智	議員
15番	伊 藤	治	議員				

不応招議員 なし

## 12月定例会 第1日

令和7年(2025年)12月23日(火曜日)

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 議席の指定
- 5 議事日程の追加
- 6 議席の一部変更
- 7 諸般の報告
- 8 会議録署名議員の指名
- 9 会期の決定
- 10 閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告
- 11 企業長提出第6号議案の委員長報告に対する質疑
- 12 企業長提出第6号議案の討論、採決
- 13 企業長提出第7号議案ないし第10号議案の一括上程及び提案説明
- 14 企業団行政に対する一般質問
- 15 企業長提出議案の質疑
  - △ 第7号議案の質疑
  - △ 第8号議案の質疑
  - △ 第9号議案の質疑
  - △ 第10号議案の質疑
- 16 企業長提出議案の討論、採決
  - △ 第7号議案の討論、採決
  - △ 第8号議案の討論、採決
  - △ 第9号議案の討論、採決
  - △ 第10号議案の討論、採決
- 17 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 18 諸般の報告
- 19 議事日程の追加
- 20 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 21 特定事件の議会運営委員会付託

2 2 閉 議

2 3 企業長の挨拶

2 4 閉 会

(開議 午前10時06分)

出席議員 15名

1番	畑 谷	茂	議員	2番	田 口	義 博	議員
3番	久保田	茂	議員	4番	小 口	高 寛	議員
5番	砂 川	清 時	議員	6番	福 井	和 義	議員
7番	瀬 賀	恭 子	議員	8番	小 林	豊 代 子	議員
9番	工 藤	秀 次	議員	10番	横 井	聖 美	議員
11番	松 島	孝 夫	議員	12番	菊 地	貴 光	議員
13番	白 川	秀 嗣	議員	14番	武 藤	智	議員
15番	伊 藤	治	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

大 徳	昭 人	企 業 長
松 尾	雄 一	局 長
真 子	憲 一 郎	次 長 (兼) 総 務 課 長
八 木 下	太	副 参 事 (兼) お 客 さ ま 課 長
三 保 田	昭 二	副 参 事 (兼) 施 設 課 長
森 野	剛	配 水 管 理 課 長

参与として出席した者の職氏名

福 田	晃	越 谷 市 長
高 野	祐 大	松 伏 町 長

書 記

白 河 部	貴 彦	総 務 課 調 整 幹
久 保 田	鮎 美	総 務 課 庶 務 担 当 主 幹

10時06分 開 会

◎開会の宣告

- （畑谷 茂議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから令和7年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （畑谷 茂議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （畑谷 茂議長） この際、諸般の報告をいたします。

△議員選挙結果報告

- （畑谷 茂議長） 去る令和7年11月21日付で越谷市議会選出の山田裕子議員が辞職され、新たに同年12月1日付で松島孝夫議員が越谷・松伏水道企業団議会議員に選挙されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議席の指定

- （畑谷 茂議長） 次に、議席の指定を行います。

今回、新たに選挙された議員の議席は、越谷・松伏水道企業団会議規則第4条第2項の規定により、私から指定いたします。

松島孝夫議員を8番に指定いたします。

◎休憩の宣告

- （畑谷 茂議長） ここで、議席塔の整備のため、議場内休憩に入ります。  
この際、暫時休憩いたします。

10時06分 休 憩

10時07分 再 開

◎開議の宣告

- （畑谷 茂議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の追加

○（畑谷 茂議長） お諮りいたします。

この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（畑谷 茂議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎議席の一部変更

○（畑谷 茂議長） 議席の一部変更の件を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、

8番 松島孝夫議員を11番に、11番 小林豊代子議員を8番に変更したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（畑谷 茂議長） ご異議なしと認めます。

したがって、議席の一部を変更することに決しました。

#### ◎休憩の宣告

○（畑谷 茂議長） ここで、議席の移動を行うため、議場内休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時08分 休憩

10時09分 再開

#### ◎開議の宣告

○（畑谷 茂議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎諸般の報告

○（畑谷 茂議長） この際、諸般の報告をいたします。

#### △業務概況の報告

○（畑谷 茂議長） 企業長から令和7年4月から令和7年10月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （畑谷 茂議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△定期監査の報告

- （畑谷 茂議長） 次に、監査委員から定期監査の結果について報告がありましたので、報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （畑谷 茂議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （畑谷 茂議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表を報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （畑谷 茂議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （白河部貴彦総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第529号

令和7年（2025年）12月16日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 畑 谷 茂 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 大 徳 昭 人

令和7年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月23日招集に係る令和7年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

## 議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団職員の定数条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 以上でございます。

### △特定事件の審査結果の報告

- （畑谷 茂議長） 次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第6号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

### ◎会議録署名議員の指名

- （畑谷 茂議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から  
10番 横井聖美議員、11番 松島孝夫議員、12番 菊地貴光議員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- （畑谷 茂議長） 次に、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （畑谷 茂議長） ご異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### ◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

- （畑谷 茂議長） 次に、決算特別委員会における閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第6号議案を議題といたします。

委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

久保田 茂決算特別委員長、登壇して報告願います。

[久保田 茂決算特別委員長登壇]

○（久保田 茂決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第6号議案「令和6年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月30日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に砂川清時委員が選任され、第6号議案の審議を閉会中の継続審査として、第2日に行うことといたしました。

第2日の委員会は、去る10月7日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、職員の技術継承の取組は、に対し、

外部研修や職場内研修の充実を図るとともに、これまで培った経験や技術のマニュアル化等に継続的に取り組んでいく、とのことであります。

次に、PFAS、PFOAのモニタリング結果は、に対し、

令和2年度から年1回の検査を行っており、国の暫定基準値を大きく下回る検査結果であった、とのことであります。

次に、老朽管に対する今後の取組は、に対し、

管の老朽化は、経年によるもののほか、土壌や地下水など様々な要因で進行していくため、実使用年数を基に更新をしていく。今後は、管の老朽度を評価するAI解析等について調査研究を進めていく、とのことであります。

次に、弁護士委託の内容は、に対し、

水道事業に関する法律相談を行うため、顧問弁護士として1年間の契約で委託しており、令和6年度に相談事案はなかった、とのことであります。

次に、検針時に異常を発見した際の対応と事例は、に対し、

今年度は単身の高齢者宅で事故を発見し、越谷市の地域包括部門につないだ事例があった。検針は2か月に1度だが、訪問時に異常を感知した場合には、速やかに市町と連携しながら対応を図っていく、とのことであります。

次に、旧大袋浄水場土地使用補償金の概要は、に対し、

西大袋土地区画整理事業地内にある旧大袋浄水場の跡地について、越谷市市街地整備課が資材置場として使用するため、土地使用に関する補償契約を締結している土地に対する補償金である、とのことであります。

次に、固定資産売却代金の概要は、に対し、

旧増林浄水場第3水源跡地と南部浄水場第5水源跡地を売却した。固定資産売却代金には帳簿原価分を計上し、利益分は固定資産売却益に計上している、とのことでありました。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第6号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第6号議案の委員長報告に対する質疑

- （畑谷 茂議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （畑谷 茂議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （畑谷 茂議長） この際、暫時休憩いたします。

10時17分 休憩

10時18分 再開

◎開議の宣告

- （畑谷 茂議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出第6号議案の討論、採決

- （畑谷 茂議長） 続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （畑谷 茂議長） 挙手は全員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出第7号議案ないし第10号議案の一括上程及び提案説明

- （畑谷 茂議長） 次に、企業長提出第7号議案ないし第10号議案の4件を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

大徳昭人企業長、登壇して説明願います。

〔大徳昭人企業長登壇〕

○（大徳昭人企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、ただいまは、閉会中に継続審査をいただいております第6号議案につきまして、原案のとおりご認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会には、越谷・松伏水道企業団職員の定数条例の一部を改正する条例の制定をはじめ、4件の議案をご提案申し上げます。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第7号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、職員定数に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、当企業団では、今日まで効率的な経営を目指して、事務事業の見直し等により人員の抑制を図ってまいりましたが、このたび各課の業務量等を勘案し、職員定数を「117人」から「114人」に改めるものでございます。

なお、本条例は、令和8年4月1日から施行してまいります。

次に、第8号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、期末手当に関する規定の整備を行うとともに、国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、国に準じて所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議員の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の230」から「100分の235」に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和8年度以降につきましては、6月期の支給割合を「100分の230」から「100分の232.5」に、12月期の支給割合を「100分の235」から「100分の232.5」に改め、令和8年4月1日から施行してまいります。

次に、国家公務員等の旅費制度に合わせ、日額旅費を廃止するとともに、日当を宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当に改める等の改正に伴い、条例中で引用する条項等について改正を行うものでございます。

こちらも令和8年4月1日から施行してまいります。

次に、第9号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、国に準じて所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、第8号議案同様、国家公務員等の旅費制度に合わせ、日額旅費を廃

止するとともに、日当を宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当に改める等の改正に伴い、条例中で引用する条項等について改正を行うほか、条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は、令和8年4月1日から施行してまいります。

次に、第10号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、期末手当に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、第8号議案同様、企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の230」から「100分の235」に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和8年度以降につきましては、6月期の支給割合を「100分の230」から「100分の232.5」に、12月期の支給割合を「100分の235」から「100分の232.5」に改め、令和8年4月1日から施行してまいります。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

- （畑谷 茂議長） ここで、第7号議案ないし第10号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。この際、暫時休憩いたします。

10時24分 休 憩

10時44分 再 開

#### ◎開議の宣告

- （畑谷 茂議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業団行政に対する一般質問

- （畑谷 茂議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

#### ◎企業長提出議案の質疑

- （畑谷 茂議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

#### △第7号議案の質疑

- （畑谷 茂議長） 第7号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （畑谷 茂議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第8号議案の質疑

- （畑谷 茂議長） 第8号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（9番 工藤秀次議員「議長」と言う）

9番 工藤秀次議員。

〔9番 工藤秀次議員登壇〕

- 9番（工藤秀次議員） 企業長提出第8号議案「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、また、第10号議案についても関連がございますので、ここで質疑をさせていただきます。

本議案は、人事院勧告に基づく一般職の期末手当等の引上げに伴うものと理解をしております。日本共産党越谷市議団は、物価高の中で実質賃金が上がっておらず、市町民の理解は得られないということで反対をしました。越谷市では、特別職の報酬審議会の答申を尊重し、期末手当については一般職の改定に合わせたもので、市民に丁寧に説明していきたいと答弁がありました。越谷・松伏水道企業団も同様の考え方という認識でよろしいでしょうか。企業長の考え方をお伺いいたします。

- （畑谷 茂議長） 企業長の答弁を求めます。

〔大徳昭人企業長登壇〕

- （大徳昭人企業長） ただいまの工藤議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問の中に特別職報酬等審議会のお話でしたが、当企業団の特別職報酬等審議会におきましては、期末手当については、審議の対象とはなっておりません。その上での考え方ですが、議員及び企業長の期末手当につきましては、従来から一般職に準じた取扱いを行ってきた経緯がございますので、人事院勧告に基づく国の対応や企業団の構成団体であります越谷市及び松伏町の取扱いを勘案しまして、一般職と同様に0.05か月分の引上げを行うこととしたものです。

以上でございます。

- （畑谷 茂議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（9番 工藤秀次議員「ありません」と言う）

以上で、工藤議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （畑谷 茂議長） 以上で質疑を終結いたします。

△第9号議案の質疑

- （畑谷 茂議長） 第9号議案について質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （畑谷 茂議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第10号議案の質疑

- （畑谷 茂議長） 第10号議案について質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （畑谷 茂議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （畑谷 茂議長） この際、暫時休憩いたします。

10時48分 休 憩

10時50分 再 開

◎開議の宣告

- （畑谷 茂議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （畑谷 茂議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

△第7号議案の討論、採決

- （畑谷 茂議長） 第7号議案について討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （畑谷 茂議長） 挙手は全員であります。

したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

△第8号議案の討論、採決

- （畑谷 茂議長） 第8号議案について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 工藤秀次議員、登壇して発言願います。

〔9番 工藤秀次議員登壇〕

- 9番（工藤秀次議員） 議長の許可をいただきましたので、第8号議案、また第10号議案、関連がございますので、一括して反対の立場から討論いたします。

大変な物価高で庶民の暮らしは大変苦しいものとなっております。名目賃金を引き上げてはいるものの、実質賃金が下がり続けており、中小企業ではほとんど賃上げができておりません。このような中で特別職の報酬を引き上げるとは、市民、町民からの理解は得難いものとするため、反対いたします。

- （畑谷 茂議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （畑谷 茂議長） 挙手は多数であります。

したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

△第9号議案の討論、採決

- （畑谷 茂議長） 第9号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （畑谷 茂議長） 挙手は全員であります。

したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

△第10号議案の討論、採決

- （畑谷 茂議長） 第10号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

- （畑谷 茂議長） 挙手は多数であります。

したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

- （畑谷 茂議長） 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業全般について調査研究をする必要があります。

お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- （畑谷 茂議長） ご異議なしと認めます。

したがって、水道事業全般の調査研究をするために、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎休憩の宣告

- （畑谷 茂議長） ここで、水道事業調査研究特別委員の選任及び正副委員長の互選等を行うため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時53分 休 憩

11時13分 再 開

◎開議の宣告

- （畑谷 茂議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （畑谷 茂議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員選任の報告

- （畑谷 茂議長） 水道事業調査研究特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条第1項の規定により、

2番 田 口 義 博 議員                      3番 久保田        茂 議員

4番 小 口 高 寛 議員                      5番 砂 川 清 時 議員

6番 福井和義 議員                      7番 瀬賀恭子 議員  
8番 小林豊代子 議員                      9番 工藤秀次 議員  
10番 横井聖美 議員                      11番 松島孝夫 議員  
12番 菊地貴光 議員                      13番 白川秀嗣 議員  
14番 武藤智 議員                      15番 伊藤治 議員

以上14人を指名いたしました。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （畑谷 茂議長） また、正副委員長については、互選の結果、  
委員長に田口義博委員  
副委員長に菊地貴光委員  
がそれぞれ選出されましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （畑谷 茂議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 次に、水道事業調査研究特別委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （畑谷 茂議長） お諮りいたします。
- この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- （畑谷 茂議長） ご異議なしと認めます。
- したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

- （畑谷 茂議長） これより、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。
- 特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項とし

て、水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（畑谷 茂議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○（畑谷 茂議長） 次に、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（畑谷 茂議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○（畑谷 茂議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

○（畑谷 茂議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔大徳昭人企業長登壇〕

○（大徳昭人企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

本定例会にご提案させていただきました第7号議案ないし第10号議案、また閉会中の継続審査とされておりました第6号議案につきましては、慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

決算特別委員会や本定例会においていただきました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後とも、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導と、限りないお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

年の瀬も迫り、本格的に寒さが厳しい季節となりました。公私ともにお忙しいと存じますが、健

康に十分ご留意いただき、よい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（畑谷 茂議長） これをもちまして、令和7年12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 畑 谷 茂

署名議員 横 井 聖 美

署名議員 松 島 孝 夫

署名議員 菊 地 貴 光

◎企業長提出議案の処理結果

- 第 6 号議案 令和 6 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について  
(認定可決)
- 第 7 号議案 越谷・松伏水道企業団職員の定数条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第 8 号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第 9 号議案 越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第 10 号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)